

教えて！介護保険って？

介護保険を利用できる方

65歳以上

(第一号被保険者)

介護や支援が必要であると認定された方



40～64歳

(第二号被保険者)

特定疾病(脳血管疾患など)により介護や支援が必要であると認定された方



介護保険制度とは

近年、高齢化・核家族化の進行により、介護が必要な方を家族だけで介護することが難しくなっています。介護保険は、こうした社会を支えていくために始まった制度です。

介護保険は、市が保険者となって運営しています。40歳以上が加入者になって保険料を納め、介護が必要になったときには費用の一部を負担することで介護保険のサービスを利用できます。

ケアプラン作成

ケアマネジャーと相談し、利用者の希望を聞きながら介護の度合いにあったサービスの利用計画を作成する

要介護認定

認定調査票と主治医意見書を基に、介護認定審査会で要介護度が決定される

申請

本人または代理人が長寿課窓口で申請する

サービスを利用するまで

どんなサービスが受けられるの？

- 訪問サービス（ヘルパー・訪問入浴など）
 - 通所サービス（デイサービス・デイケア）
 - 住宅改修（自宅のバリアフリー化）
 - 短期入所サービス（ショートステイ）
 - 入所サービス（特別養護老人ホームなど）
 - 福祉用具のレンタル・購入補助
 - 複合型サービス
- など要介護度に応じて利用可能です。



保険料を滞納すると

保険料を滞納すると制度の安定した運営が難しくなるだけでなく、滞納期間に応じて給付の一時差し止めや自己負担割合の引き上げなどを行うことがあります。また、法律に基づく滞納処分として、銀行預金などの財産の差し押さえを行う場合もありますので、払い忘れなどに注意しましょう。

やむを得ない理由で保険料の納付が困難なときは、長寿課にご相談ください。

